七一	関税率表第七四〇七・一〇号、第七四〇七・二一号、第七四〇八・一一号、第七四〇八・一九号又は第七四〇八・二一号に掲げる物品 関税率表第七四〇七・二九号の二又は第七四〇八・二九号に掲げる物品のうち 銅・すず合金（青銅）のもの	五、五八一、〇五六キログラム
七二	関税率表第七四〇九・一一号、第七四〇九・一九号、第七四〇九・四〇号、第七四〇九・九〇号、第七四〇九・一〇項又は第七四一一・一〇号に掲げる物品	六、二一六、〇九五千円
七三	関税率表第七五〇一・二〇号の一又は第七五〇二・一〇号に掲げる物品	三〇、二八一、七五三キログラム
七四	関税率表第七六類に掲げる物品	一一、六九四、二六〇千円
七五	関税率表第七八〇一・一〇号に掲げる物品	七、九一四、四六〇キログラム
七六	関税率表第七九・〇一項に掲げる物品	二五、五八七、四三九キログラム
七七	関税率表第八一・〇三項、第八一〇六・〇〇号、第八一〇七項、第八一一〇・九〇号、第八一一一・〇〇号、第八一一二・二一号、第八一一二・二二号、第八一一二・二九号、第八一一二・五一号、第八一一二・五二号、第八一一二・五九号、第八一一二・九二号、第八一一二・九九号又は第八一一三・〇〇号に掲げる物品	七、三二五、九九七千円
七八	関税率表第九四〇一・九〇号の一又は第九四〇四・一〇号に掲げる物品	二二〇、四一七千円
七九	削除	
八〇	削除	
八一	関税率表第九六〇三・二一号、第九六〇三・二九号、第九六〇三・三〇号、第九六〇三・四〇号、第九六〇三・五〇号又は第九六〇三・九〇号に掲げる物品	五、一八六、六〇九千円

○財務省・農林水産省告示第五号

中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第七十七条の規定に基づき、平成十年六月十九日大蔵省・農林水産省告示第四十九号（中小漁業融資保証法第七十七条の規定に基づき、主務大臣が指定する資金を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から施行する。

平成二十二年三月三十一日

財務大臣　菅　**直人**
農林水産大臣　赤松　広隆

第九項第一号中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

○財務省・農林水産省・経済産業省告示第四号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二十一条第一項第二号及び第四号の規定に基づき、同法第十一条第二項第二号に掲げる業務に係る取引が行われる場合における金銭の支払いその他の条件を定める件（平成二十年七月財務省・農林水産省・経済産業省告示第一号）を次のように改正し、平成二十二年三月三十一日から適用する。

平成二十二年三月三十一日

財務大臣　菅　**直人**
農林水産大臣　赤松　広隆
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　赤松　広隆

第五条の二並びに附則第一項及び第二項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

○財務省・農林水産省・経済産業省告示第五号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二十二条第三項の規定に基づき、指定金融機関が危機対応業務を行うことが必要である旨の認定を行い、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を次のとおり定め、平成二十二年二月財務省・農林水産省・経済産業省告示第一号の全部を改正するので、告示する。

平成二十二年三月三十一日

財務大臣　菅　**直人**
農林水産大臣　赤松　広隆
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　赤松　広隆

目次

第一章　対象事案及び実施期間（第一条・第二条）
第二章　国際的な金融秩序の混乱に関する事案（第三条―第九条）
第三章　災害等に関する事案（第十条―第十三条）
第四章　雑則（第十四条―第十六条）

第一章　対象事案及び実施期間

（対象とすべき事案）

第一条　対象とすべき事案は、次に定めるものとする。

一　国際的な金融秩序の混乱に関する事案

二　災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二条の災害に関する事案

三　内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等の例外的な経済情勢・社会情勢等に該当する状況に対して、政府を挙げた対策が取られる事案であって、次に掲げるもの

イ　「生活対策」中小企業金融緊急特別相談窓口に関する事案

ロ　建築関連中小企業者対策特別相談窓口に関する事案

ハ　ガソリン・軽油販売関連中小企業金融支援対策特別相談窓口に関する事案

ニ　事故米転用問題に関する中小企業金融支援対策特別相談窓口に関する事案

ホ　ＳＦＣＧ関連特別相談窓口に関する事案

ヘ　高病原性鳥インフルエンザ関連特別相談窓口に関する事案

ト　新型インフルエンザ関連中小企業金融支援対策特別相談窓口に関する事案

（実施期間）

第二条　実施期間は、平成二十三年三月末日までとする。